

## 安心で安全な暮らしを支援します 各種補助制度のお知らせ

### 住宅のリフォームをお考えの皆さまへ 美郷町住宅リフォーム緊急支援事業

補助金の額	対象工事に要する費用の10%に相当する額（千円未満は切り捨て、上限8万円） ※過去にこの事業を利用された方は合わせて10万円まで
対象者	自ら居住する町内の住宅の増改築工事やリフォーム工事を行う方で、町税および使用料等の滞納がない方
対象住宅	一戸建ての住宅（住宅の車庫、物置を含む） ※併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が建物全体の延べ面積の2分の1以上であること
対象工事	次に掲げるすべての条件を満たす工事 ①増改築・リフォームに要する費用（消費税および地方消費税の額を含む）が50万円以上であること ②町内に事業所を有する法人または町内に住所を置く個人が施工するものであること ③平成25年度中に工事が完了し、平成26年3月31日までに完了実績報告書を提出できること
その他	秋田県住宅リフォーム緊急支援事業と併せてご利用できます。

### 住宅の耐震診断・耐震改修をお考えの皆さまへ 木造住宅耐震診断・耐震改修補助事業

補助金の額	耐震診断の場合	耐震診断に要する費用の3分の2の額（千円未満切り捨て、上限5万円）
	耐震改修の場合	耐震改修に要する費用の3分の1の額（千円未満切り捨て、上限60万円） ※所得税特別控除額を差し引いた額
対象者	耐震診断の場合	①耐震診断士の所属する町内の業者と契約を締結できる方 ②対象住宅を所有（共有を含む）する方 ③町税および使用料等の滞納がない方
	耐震改修の場合	①町内の業者と契約を締結できる方 ②対象住宅を所有（共有を含む）する方 ③町税および使用料等の滞納がない方
対象住宅	昭和56年5月31日以前に建築され、自ら居住する町内の木造戸建住宅	
対象工事	耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判断されたものを1.0以上に補強を行う改修 ※簡易な耐震補強等は対象となりません。	
その他	秋田県住宅リフォーム緊急支援事業と併せてご利用できます。 ※国の補助金を活用しているため、申請期間等は事前にご相談ください。	

### 太陽光発電システムの設置をお考えの皆さまへ 住宅用太陽光発電システム設置費補助事業

補助金の額	公称最大出力1kwあたり4万5千円（上限は最大出力4kw：18万円まで）
対象者	・自ら居住する町内の住宅に太陽光発電システムを設置する方または町内に太陽光発電システム付き住宅を購入する方 ・町税および使用料等の滞納がない方 ・電力会社と電灯契約および余剰電力の販売契約を締結できる方 ・町内の事業所等と契約を締結して設置できる方
発電システムの条件	・新規品であること ・公称最大出力が10kw未満のものであること
その他	・秋田県住宅リフォーム緊急支援事業、国や県の太陽光発電システム補助金との併用もできますが、それぞれ補助条件が異なるのでご注意ください。 ・太陽光発電システムを増設する場合も対象となるケースがありますのでご相談ください。

申し込み・問い合わせ ● 町建設課 建設管理班 ☎0187(84)4910

## 児童扶養手当制度について

児童扶養手当は、離婚や死亡などによるひとり親家庭や、病気・けがのため身体や精神に障がいがある父親または母親を持つ家庭で、18歳になってから最初の3月31日まで（身体や精神に障がいのある児童の場合は20歳未満）の児童を養育している方に支給されます。

### ■支給額

支給内容	支給額（児童1人の場合）
全部支給	月額 41,430円
一部支給	月額 9,780円～41,420円の間

※ただし、老齢福祉年金以外の国民年金、恩給、厚生年金などの公的年金を受給している場合や、事実上の婚姻状態にある場合には支給されません。

### ■手当を受ける資格がなくなる主な場合

- 婚姻したとき、または事実上の婚姻状態（内縁・同居・生計同一）となったとき
- 受給者が公的年金を受給するようになったとき
- 対象児童を養育しなくなったとき
- 対象児童が施設に入所することになったとき
- 対象児童が父または母の死亡により公的年金を受給するか、父母が受給する公的年金の加算対象となったとき

※上記に該当する場合や転出する場合には、速やかに福祉保健課福祉班に届け出をしてください。

資格が喪失した後も引き続き手当を受給していた場合は、受給資格が無くなった月の翌月からの分を全額返還していただくことになります。

※偽りその他不正な手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。

## 特別児童扶養手当制度について

特別児童扶養手当は、精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を監護する父母、または父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。

### ■支給額

等級	支給額
1級	月額 50,400円
2級	月額 33,570円

※ただし、児童が福祉施設等に入所している場合や、障がいを理由に公的年金を受けられる場合は支給されません。

### ■手当を受ける資格がなくなる主な場合

- 対象児童が施設に入所することになったとき
- 対象児童の障がいが政令で定める程度でなくなったとき
- 対象児童が、障がいを事由として公的年金を受給することになったとき
- 受給者が対象児童を監護または養育しなくなったとき
- 対象児童や受給者が死亡したとき

## 美郷の子ども会夢応援事業

### 子ども会活動にかかる費用の一部を助成しています

町内の子ども会活動の活性化を図るため、子どもたちが主体となって取り組もうとする事業に対して、費用の一部を助成しています。希望する方は、福祉保健課福祉班までご連絡ください。

**助成金額** ●子ども会の規模や事業内容などを審査のうえ決定します。

- ①10,000円 ②20,000円 ③30,000円

**申込期限** ●5月24日(金)

### 助成の条件

次の条件すべてに該当すること

- ①子どもたちが中心に企画・立案したもので、ユニークで夢のある事業であること
- ②地域の人たちや指導者（親の会等）の協力が得られること
- ③一つの子どもの会の計画または近隣の子どもの会と合同の計画であること
- ④飲食代を経費に含まないこと
- ⑤子どもの会の預貯金や積立金などが事業の支出を上回らないこと

問い合わせ ●町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907